

令和 8 年 2 月
第 2 回（定例会）

香芝市教育委員会会議
追加議案

目 次

議第 2 号	香芝市学校施設等整備計画の改正について	1
議第 3 号	教育財産の取得に係る申出について	2
諮第 1 号	香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について	3
議第 4 号	香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について	4
議第 5 号	香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定について	1 7

議第 2 号

香芝市学校施設等整備計画の改正について

香芝市学校施設等整備計画の改正について、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則（平成 3 年教委規則第 6 号）第 2 条第 1 号の規定により別紙のとおり委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 1 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議第 3 号

教育財産の取得に係る申出について

教育財産の取得に係る申出について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 28 条第 2 項の規定に基づき別紙のとおり市長へ申出る。

令和 8 年 2 月 21 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

諮第 1 号

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について

香芝市議会議案の作成に伴う意見の聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により香芝市長より意見を求められた令和 8 年 3 月第 1 回香芝市議会定例会に提出される次の議案について委員会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 21 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

議案

- ・ 令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 11 号）について
- ・ 令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 12 号）について
- ・ 令和 8 年度香芝市一般会計予算について
- ・ 香芝市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する規則の制定について

議第 4 号

香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について

香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 5 条第 2 項第 2 号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 1 日提出

香芝市教育委員会

教育長 小 西 友 吉

香芝市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市立学校施設使用条例施行規則(平成21年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「午後」を「、午後」に改め、同項ただし書中「できる」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「時間も」を「時間を」に改める。

第3条第1項中「当該学校長」を「学校長(香芝市立学校の校長をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「前項の申請書の提出があった場合において」を「前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し」に改め、「交付する」の次に「ものとする」を加え、同条第3項中「当該学校長」を「学校長」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、変更しようとする事項が空調設備の使用のみの場合は、学校長の確認を経ずに教育委員会に提出するものとする。

第3条第4項中「交付する」の次に「ものとする」を加える。

第4条中「当該学校長」を「学校長」に改める。

第6条中「場合も」を「ときも、」に改める。

第7条第2項中「免除申請書の提出があった場合において」を「規定による申請があったときは、その内容を審査し」に、「を交付する」を「により使用者に通知するものとする」に改める。

第8条第1項第2号中「附属設備」の次に「(空調設備を除く。)」を加え、同項第3号中「責」を「責め」に改め、同条第3項中「前項の申請に対する決定をしたときは」を「使用料の還付を決定したときは」に、「を交付する」を「により使用者に通知するものとする」に改める。

第9条第5号中「清掃をし」を「清掃をするとともに」に、「備品は」を「備品を」に改める。

別表中「使用料」の次に「(空調設備にあっては、1時間当たりの使用料)」

」を加え、

体育館	ピアノ	円 1台 100
	放送設備	1式 100

を

体育館	ピアノ	円 1台 100
	放送設備	1式 100

	空調設備	1 時間	800
武道場	空調設備	1 時間	200

」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 ピアノ及び放送設備の使用における 1 回とは、条例別表に定める昼間 1、
昼間 2 又は夜間の使用区分をいう。
- 2 空調設備の使用において、1 時間未満の端数が生じたときは、これを 1 時
間に切り上げるものとする。

第 1 号様式から第 9 号様式までを次のように改める。

第 1 号様式(第 3 条関係)

香芝市立学校施設使用許可申請書

年 月 日

香芝市教育委員会

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

香芝市立学校施設の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

使 用 場 所	香芝市立 学校 (☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 弓道場 ☐ 運動場)		
使 用 日 (使用期間)	年 月 日から 年 月 日まで		
使 用 時 間	時 分から 時 分まで		
使 用 目 的			
使 用 人 数	人	附属設備	

上記の使用については、学校運営上支障ないことを確認しました。

学校名

学校長

印

受 付				第 号 年 月 日

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

所 在 地
団体の名称
代表者氏名 様

香芝市教育委員会 印

香芝市立学校施設使用許可書

年 月 日付けで申請のあった香芝市立学校施設の使用の許可について、次のとおり許可します。

許可番号及び 許可年月日	第 号 年 月 日		
使用場所	香芝市立 学校（体育館・武道場・弓道場・運動場）		
使用日 （使用期間）	年 月 日から 年 月 日まで		
使用時間	時 分から 時 分まで		
使用目的			
使用人数	人	附属設備	
使用料	円		
許可条件			

第 3 号様式(第 3 条関係)

香芝市立学校施設使用変更許可申請書

年 月 日

香芝市教育委員会

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

香芝市立学校施設の使用変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校 (☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 弓道場 ☐ 運動場)
変 更 事 項	
変 更 前 の 使 用 料	円
変 更 後 の 使 用 料	円
差 額	円

備考 変更しようとする事項が空調設備の使用のみの場合は、学校長の確認は不要です。

上記の使用については、学校運営上支障がないことを確認しました。

学校名

学校長 印

受 付				第 号
				年 月 日

添付書類

☐ 許可書の写し

第 4 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

所 在 地
団体の名称
代表者氏名 様

香芝市教育委員会 印

香芝市立学校施設使用変更許可書

年 月 日付けで申請のあった香芝市立学校施設の使用変更の許可について、次のとおり許可します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校（体育館・武道場・弓道場・運動場）
変 更 事 項	
変更前の使用料	円
変更後の使用料	円
差 額	円
許 可 条 件	

第 号
年 月 日

第 5 号様式（第 4 条関係）

香芝市立学校施設使用取消届

年 月 日

香芝市教育委員会

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

香芝市立学校施設の使用を取り消したいので、次のとおり届け出ます。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校（ ☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 弓道場 ☐ 運動場）
使用を中止する日	年 月 日

添付書類

- ☐ 許可書の写し
- ☐ 変更許可書の写し（変更の許可を受けているときに限る。）

第 6 号様式(第 7 条関係)

香芝市立学校施設使用料免除申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

香芝市立学校施設の使用料の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校 (☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 弓道場 ☐ 運動場)
使用日(使用期間)	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 時 間	時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
免 除 理 由	

第 7 号様式(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

所 在 地
団体の名称
代表者氏名 様

香芝市長 印

香芝市立学校施設使用料免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市立学校施設の使用料の免除について、次のとおり決定します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校（体育館・武道場・弓道場・運動場）
使用日（使用期間）	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 時 間	時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
免 除 理 由	

第 8 号様式(第 8 条関係)

香芝市立学校施設使用料還付申請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

団体の名称

代表者氏名

電 話 番 号

香芝市立学校施設の使用料の還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校 (☐ 体育館 ☐ 武道場 ☐ 弓道場 ☐ 運動場)
使用日(使用期間)	年 月 日から 年 月 日まで
納 付 済 額	円
納 付 年 月 日	年 月 日
使用を中止した日	年 月 日
還 付 金 額	円
還 付 理 由	

第 9 号様式(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

所 在 地
団体の名称
代表者氏名 様

香芝市長 印

香芝市立学校施設使用料還付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった香芝市立学校施設の使用料の還付について、次のとおり決定します。

許 可 番 号 及 び 許 可 年 月 日	第 号 年 月 日
使 用 場 所	香芝市立 学校（体育館・武道場・弓道場・運動場）
使 用 日（使 用 期 間）	年 月 日から 年 月 日まで
納 付 済 額	円
納 付 年 月 日	年 月 日
使 用 を 中 止 し た 日	年 月 日
還 付 金 額	円
還 付 理 由	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による使用の許可に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の香芝市立学校施設使用条例施行規則の規定により作成されている申請書等の用紙で残存するものについては、改正後の香芝市立学校施設使用条例施行規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

議第 5 号

香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の 実施に関する規則の制定について

香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 2 項第 2 号の規定に基づき教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 21 日提出

香芝市教育委員会
教育長 小 西 友 吉

香芝市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市立幼稚園における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定による乳児等通園支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、香芝市立幼稚園設置条例（昭和46年条例第14号）第2条の香芝市立旭ヶ丘幼稚園とする。

(実施日及び実施時間)

第3条 事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日とする。

(1) 水曜日

(2) 香芝市の休日を定める条例（平成元年条例第29号）第1条第1項に掲げる日

(3) 8月13日から同月15日まで

(4) その他香芝市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が事業を実施しないことが適当であると認める日

2 事業を実施する時間は、前項の事業を実施する日の午前9時から午前11時まで及び午後1時30分から午後3時30分までとする。

(利用者)

第4条 事業を利用することができる者は、香芝市の乳児等支援給付認定（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の15第2項の乳児等支援給付認定をいう。）を受けた保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に係る支給対象小学校就学前子ども（同法第34条の14の支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）とする。

(利用定員)

第5条 実施施設の利用定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる人数とする。

(1) 0歳6月以上満1歳未満 2人

(2) 満1歳以上満2歳未満 3人

(3) 満2歳以上満3歳未満 3人

2 前項の規定にかかわらず、教育長は、特に必要があると認めるときは、事業の実施に支障がない範囲において、臨時に同項の利用定員を増やすことができる。

(利用時間の上限)

第6条 事業を利用することができる時間は、事業を利用する乳児又は幼児1人につき、1月当たり10時間を上限とする。

(利用の予約等)

第7条 乳児等支援給付認定保護者は、事業を利用するに当たり、こども誰でも通園制度総合支援システム（以下「支援システム」という。）により、利用を希望する日から起算して31日前から7日前までに、利用の予約をしなければならない。

2 乳児等支援給付認定保護者及びその支給対象小学校就学前子どもは、初めて利用の予約をするときは、当該予約をする前に、実施施設が行う面談を受けなければならない。

3 実施施設は、第1項の利用の予約があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、利用を承認し、支援システムにより当該申請をした乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

4 実施施設は、前項の規定による審査の結果、利用を承認しないことを決定したときは、支援システムにより当該申請をした乳児等支援給付認定保護者に通知するものとする。

5 第1項及び前2項の規定にかかわらず、支援システムを用いることができない特別の事情がある場合は、電話により利用の予約を行うことができる。この場合において、第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者への通知にあつては口頭により、前項に規定する乳児等支援給付認定保護者への通知にあつては利用不承認通知書により行うものとする。

(利用の予約の取消し)

第8条 前条第3項の規定により利用の承認を受けた者は、利用の予約を取り消そうとするときは、利用日の前日午後5時までに、支援システム又は電話により、利用の予約を取り消す旨を申し出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申出がない場合は、事業を利用したものとみなす。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 事業の実施に関し必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行

うことができる。